

優先交渉権者選考方法

1 優先交渉権者の選考方法

優先交渉権者の選考については、「2評価項目及び採点方法」に定める採点方法により算出された各評価点の合計点が最も高い者に決定する。ただし、次の条件を満たすことを前提とする。

- ・提案価格が「提案上限額」の範囲内であること。
- ・履行期間内で作業スケジュールが組まれていること。

2 評価項目及び採点方法

(1) 評価項目及び配点

ア 提案書の審査及び評価（提案企画書評価点 75点）

イ 見積書の評価（価格点 25点）

(2) 提案書の評価項目及び評価基準

項目番号	評価項目	評価基準	配点
1	基本事項	業務の内容を十分に理解したシステム構成となっているか。そのシステムの運用実績があるか。	10
2	システム構成	機能要件の全てについて網羅した提案になっているか。	10
3	システムの運用案	本市が提示した運用について、内容を理解した上で有用な運用案となっているか。	25
4	作業工程	システム構築に係る作業工程が業務内容を理解した上で適切に作成されているか。	5
5	保守運用支援	保守運用支援について有効な提案がなされているか。	10
6	独自提案	当市の課題解決・業務改善に対して、有用と考えられる独自提案はあるか。	15

(3) 見積書の評価について

見積書に関する評価点は、次の算定式のとおり算定し、小数点以下第二位で切り上げとする。見積書記載金額が40,000千円以下の場合は一律に25点とする。

$$\text{価格点} = 25 - (\text{見積書記載金額} (\text{※1}) - 4,000) \div 52$$

※1 見積書記載金額は千円以下切り上げとし、万円止めとして計算する。

例) 見積書記載金額が45,678,901円のとき

$$25 - (45,678,901 - 4,000) \div 52 = 14.1 \text{ 点}$$